

## 令和3年度 高校生留学支援事業 募集要項

### 1 事業内容

外国語等の学習に熱心に取り組み、海外への留学を希望するが、家庭の経済的理由により参加が困難な生徒に留学の機会を提供するため、留学支援金を給付する。

### 2 支援対象生徒

以下の申請要件を満たし、給付対象プログラムに参加することを希望する者とする。

#### (1) 申請要件

- ①兵庫県内に所在地を有する国公立の高等学校、中等教育学校後期課程等に在籍している者
- ②主として生計を維持する者の収入が兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金の貸与基準以下であること

〈奨学資金貸与基準に該当する収入目安〉

4人世帯（父母・本人、中学生）で年収 680 万円程度以下

- ③学業成績や人物評価が次に定められる基準を満たし、学校長から推薦された者ただし、各校からの推薦人数は3名以内とする。
  - ア 前年度末までの全体の評定平均値が 3.5 以上かつ外国語科目の評定値が 4.0 以上であること、若しくは、外部検定試験（外国語）の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者  
ただし、第1学年および中等教育学校の第4年次は申請時における見込みの評定平均値を用いる。
  - イ 留学に明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、帰国後他者に留学の魅力を伝えられる者
- ④以前に海外留学の経験がない者（短期留学を含む）

#### (2) 給付対象プログラム

- ①兵庫県教育委員会、学校または地方公共団体が主催する、原則7日以上1年未満の海外派遣プログラム
- ②民間留学斡旋団体等が主催するオンライン留学プログラムのうち、以下の基準を満たすもの

- ・海外と繋がるプログラムであること
  - ・一対一の会話形式ではなく、授業等による複数名との交流が主となるプログラムであること
  - ・実施期間が5日以上かつ、1日3時間以上のプログラムであること
- ※学校単位での参加、個人での参加のどちらでもよい

### 3 募集人数

40人程度（予算の範囲内）

#### 4 給付金額

給付金額は、1人あたり30万円を上限とする。

#### 5 給付対象期間

(1) 海外派遣プログラム

令和3年7月1日から令和4年4月5日

(2) オンライン留学プログラム

令和3年7月1日から令和4年3月31日

#### 6 給付対象となる費用の範囲

(1) 海外派遣プログラム

- ①国際航空運賃（1往復分）
- ②自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- ③留学先での国内交通運賃
- ④空港税、燃油サーチャージ、出国手続き諸費用
- ⑤査証（ビザ）、旅券（パスポート）取得手続き費用
- ⑥プログラムに必要な研修費、施設利用費等
- ⑦海外傷害保険料
- ⑧宿泊費、ホームステイの場合はホストファミリーに支払う費用
- ⑨当該プログラム参加費

ただし、派遣先での私費（小遣い、通信諸費用、食費等）、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

(2) オンライン留学プログラム

- ①プログラム費用（企画料、参加料等）
- ②レンタル料（端末、通信費用等）

ただし、当該事業のために新たに契約したものに限る。

(3) その他

- ①留学支援金（以下「支援金」という。）の給付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、上記費用のうち令和2年4月1日から令和4年2月28日までに支払いが完了しているものとする。
- ②支援金給付決定後に、海外情勢等によりプログラムが実施できない、募集人数が集まらない等、やむを得ない理由でプログラムの中止や変更を余儀なくされる場合については次のとおりとする。
  - ア プログラムの変更や中止による手数料等の経費は支援金の対象とする。
  - イ 海外派遣プログラムからオンライン留学プログラムへの変更等のプログラムの変更は、申請により可能とする。
  - ウ 対象経費が変動した場合は、次のとおりとする。
    - a 対象経費が決定額を上回る場合、決定額は変更しない。
    - b 対象経費が決定額を下回る場合、決定額を減額する。

## 7 給付方法等

- (1) 支援金の額は、上限を 30 万円と対象経費の負担額を比較して、いずれか少ない方の額とする。
- (2) 支援金の給付を受ける者が当該事業について支援金以外に奨学金等（以下「他の奨学金等」という。）の給付を受ける場合、支援金額は上限 30 万円を超えない範囲で対象経費からその他の奨学金等の給付額を差し引いた額とする。
- (3) 支援金は、支援金請求書（別紙 7）の提出後に指定の金融機関口座に振り込む。ただし、学校長が支援金の給付の目的を達成するために必要があると申し出るときは、概算払をすることができる。（推薦書 別紙 5）

## 8 応募方法

希望者は下記の申請書類を、学校長を通じて、兵庫県高等学校教育振興会理事長に申請する。

以下に掲げる申請書等を提出すること。

- (1) 支援事業申請書（別紙 1）
- (2) 作文用紙（別紙 2）
- (3) 費用内訳書（別紙 3）
- (4) 家庭調書（別紙 4）
- (5) 推薦書（別紙 5）
- (6) プログラムの内容が分かるもの
- (7) 「課税（所得）証明書」原本  
（申請日に役所で発行できる最新のもので、同一生計の家族の中で所得金額の最も多い方 1 名分）
- (8) 本事業における補助金以外の他の奨学金等を受ける場合は、その額の受け取りを証明する書類

## 9 応募日程（応募する場合は事前に連絡願います。）

|       | 応募期限               | 決定通知          |
|-------|--------------------|---------------|
| 第 1 回 | 令和 3 年 5 月 31 日（月） | 令和 3 年 6 月中旬  |
| 第 2 回 | 令和 3 年 10 月 4 日（月） | 令和 3 年 10 月中旬 |
| 第 3 回 | 令和 3 年 12 月 6 日（月） | 令和 3 年 12 月下旬 |

## 10 提出先・問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁第 1 号館別館 1 階

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係

Tel: 078-361-6650 Fax: 078-361-6677 E-mail: [kshoku06@pure.ne.jp](mailto:kshoku06@pure.ne.jp)

## 11 選考方法

提出された申請書類等により選考を行う。

## 12 その他

(1) 支援金給付が決定した後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ① 本募集要項の規定に違反したとき
- ② 支援金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③ 給付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けたとき
- ⑤ 応募資格を喪失したとき
- ⑥ その他、取り消しすべき事由があると認めるとき

「天災・災害その他やむを得ない理由以外の理由により海外留学へ出発しなかったとき」を含む。

- ⑦ 提出すべき書類や提出期限に関して指示に従わなかったとき

(2) プログラム終了後、速やかに高校生留学支援事業参加報告書（別紙6）を提出しなくてはならない。また、支援金の概算払いを受けたものは、事業終了後に高校生留学支援事業 支援金精算報告書（別紙9）を提出しなくてはならない。